

1 地方分権改革

(1) 地方分権の推進力

民主化 / 文化的アイデンティティ / 近代化の終焉 / 行財政改革 / グローバリゼーション

(2) 分権化の潮流

官治分権 自治分権 deconcentration decentralization

権限委譲 権限移譲

(3) 日本の地方分権改革

前回の改革の3つの柱

残された3つの課題

2 自治体の規模と能力

(1) 規模をめぐる価値基準 scale merit / small is beautiful

(2) 自治体の存在根拠 公共サービス供給 / 政治参加

(3) フルコースとアラカルト

(4) 基礎自治体のあり方の4パターン

フランス / アメリカ / イギリス / 北欧

(5) 基礎自治体の再編と広域自治体

3 道州制と連邦制

(1) 制度の本質的相違

(2) 道州制への課題 領域、官治 / 自治、2層 / 3層

(3) 連邦制への課題 憲法改正、立法権分割、上院改革、構成政府、市町村

(4) 連邦国家の現実 連邦制選択理由、自治度、分権と政党、州と市町村

4 日本の地方自治・地方分権

(1) 単一制度のなかでの最大限の分権 (サブモデルI型)

(2) 第二院の代表性

(3) 官官分権と市民社会への分権

表1 分権のメイン・モデル

	連合型	連邦型	単一型	出先型
AとBの関係 A：全体レベル B：地域レベル	AはBの協定により創りだされており、その地位と権限はBの影響下にある	A、Bそれぞれの地位と権限は、憲法により規定されているため相互不可侵	BはAの法律により創りだされており、その地位と権限はAの影響下にある	BはAの一部でありAに従属している
決定と執行の関係 ⊙：決定者 ⊙：執行者 ■：自立した組織 ↓：命令系統	<p>1：Aの決定権はBにより与えられる 2：Aの決定はBの承認がなければ効力をもたずその決定の実現はBによる執行に依存している</p>	<p>A、Bそれぞれにおいてその決定は最終決定であり、執行に移される</p>	<p>1：Bの決定権はAの影響下にある 2：AはBに関する決定をBに執行させる</p>	<p>Aの決定は最終決定である Bは決定者ではなくAの決定の執行者にすぎない</p>
B(A)の地位、権限の根拠	A：Bの間の協定	A、B：憲法	B：Aの法令	B：Aの法令
B(A)の統治者の選出方法	A：任命	A、B：選挙	A、B：選挙	B：任命
Bの財政		自主財政 しかしAからBへの財政移転はある	部分的自主財政 制限的課税権	Aに依存
市民との関係	Aは市民を直接統治しない 市民はBのみに参政権をもつ	A、Bの双方が市民を直接統治する 市民はA、Bの双方に参政権をもつ	A、Bの双方が市民を直接統治する 市民はA、Bの双方に参政権をもつ	Bは市民とのチャンネルをもたない

出典：Mikiko Iwasaki, *Le dynamisme centralisateur des transferts financiers*,
岩崎美紀子『カナダ連邦制の政治分析』(御茶の水書房 1985年 28頁)

表2 分権のサブ・モデル
(裁量と影響)

サブ・モデルの型	裁量	影響
I型	+	+
II型	+	-
III型	-	+
IV型	-	-

図1 権力の一元化・多元化における各モデルの関係

権力の一元化 ←————→ 権力の多元化

